

制度改正に伴う茅ヶ崎市国民健康保険条例改正について

(産前産後保険料の減額)

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の施行に伴い、令和6年1月から、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者の属する世帯の世帯主に対して賦課する当該被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額を減額するため、令和5年第4回茅ヶ崎市議会定例会にて条例改正を行いました。

改正の概要は次のとおりです。

1 産前産後保険料の減額

- (1) 世帯に出産する予定の被保険者がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額について、その出産予定日の属する月の前月から出産予定月の翌々月までの期間の当該被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額を減じた額とすること等とした。（第41条の4）
- (2) 出産する予定の被保険者又は出産した被保険者の属する世帯の世帯主は、氏名、住所、生年月日、個人番号等を記載した届書を市長に提出しなければならないこと等とした。（第48条の3）

2 概要

令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者について、産前産後期間（単胎4か月、多胎6か月）の国民健康保険料のうち、所得割額と均等割額を減額できるとしました。

令和6年1月1日施行のため、令和6年1月以降の期間の保険料が減額されます。出産予定日の6か月前から届出可能ですが、届出が出ていない場合は出産育児一時金の申請を確認して、職権で減額を行います。